

## 平成 29 年度 第 4 回枚方市都市計画公聴会の 公述人の意見に対する枚方市の考え方

公聴会において公述人から述べられた意見のうち、今回変更しようとする東部大阪都市計画ごみ焼却場 210-3 号 枚方京田辺環境組合可燃ごみ広域処理施設に関するものに対する枚方市の考え方は、次のとおりです。

	都市計画案に係る意見の概要	意見に対する枚方市の考え方
1	<p><b>ごみ広域処理化に関すること</b></p> <p>【公述人A】 ●枚方市の事業と京田辺市の事業が一緒になることに悲しさを感じました。大阪府と京都府では、組織や考え方が全然違います。枚方市で発生したごみを京田辺市で焼却しないでもらいたい。枚方市のごみは枚方市内で処理して下さい。</p> <p>【公述人B】 ●自分たちで出したものは、自分たちで処理するというのが当然だと思いますので、枚方市で発生したごみは、枚方市で焼却してもらいたい。 大阪府・京都府の中でやっていくことに対してなかなか理解ができないところもありますし、基本的なシステムが違うのではないかと考えています。そういったところで、できるだけ丁寧なやり方をしてください。</p>	<p>ごみ処理は自治体ごとに行うことが基本ですが、複数の市町村が広域的に連携してごみ処理に取り組むことで、より高度で効率的な処理を行う施設を整備することや、施設数の減少に伴う広域的な環境負荷の低減やごみ処理コストの縮減が可能になることから、全国でごみ処理広域化への取組が進められています。</p> <p>枚方市と京田辺市においては、両市のごみ処理施設の老朽化問題が顕著になり、新しい施設整備が必要となりました。このような中、平成 26 年 1 月に京田辺市から枚方市に「可燃ごみの広域処理の可能性」について協議の申入れがなされ、可燃ごみの広域処理による環境保全性、資源循環性、経済性、維持管理性、安全性、合理性等の観点から、検討・協議を重ねた結果、平成 26 年 12 月に共同で後継施設を建設し、可燃ごみの広域処理を図っていくことの合意に達したものです。</p>

<p>2</p>	<p><b>施設の位置に関すること</b></p> <p>【公述人A】</p> <p>●枚方市の大阪府は大阪府として、京都府は京都府としてしなければならないので、ごみ焼却をここに持ってきてというのは、やめてほしいと思います。甘南備山の色々な植物や池、展望台からの大変素敵な景色が大好きです。京田辺市の美しい環境を、枚方市のために壊さないでほしいと思います。</p> <p>なぜ、風上がだめと自分たちは知っていながら、京田辺市の風上、京田辺市に全部影響を及ぼすところにつくるという、これは人として私は納得できないと思います。</p> <p>また、大阪の地層、京田辺の地層がどうなっているのか、ここにちゃんと書いてある。それを納得して枚方市は、全部京田辺市に持って来ようとしているのかと思うと、大国が小国をするみたいな形でされるのは納得がいかない。枚方は20年燃やしたら今後は燃やしてあげるとか、そのような約束は枚方にないでしょう、してくれるのですか。</p>	<p>施設位置の選定につきましては、「都市計画標準(案)」や「都市計画運用指針」に示された基準や条件等に基づき検討を行い、現在の位置としております。検討結果につきましては、枚方市及び京田辺市それぞれが平成26年に策定した「ごみ処理施設整備基本構想」にお示しております。</p> <p>また、枚方市及び京田辺市が平成 28 年に策定した「可燃ごみ広域処理施設整備基本計画」におきまして、施設建設にあたり、「官庁施設の総合耐震計画基準において『大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。』とされている耐震安全性の分類がⅡ類とする建築物を適用して設計を行う」こととしております。</p>
<p>3</p>	<p><b>環境影響評価に関すること</b></p> <p>【公述人A】</p> <p>●煙突を50mから100mにしたら逆転層ができて、全部、京田辺市のほうへ行くとかね。そういうことをなぜきっちり、考えてくださらないのか。</p> <p>【公述人B】</p> <p>●生き物だとか自然を保全するということは、あらゆる角度からより良いように、これだけで最低限で良いということではなくて、より範囲を広げてより生息していく自然を残していくためには努力をすることが本来の調査をするあるべき姿だというふうに思いますけれども、今どういうわけか逆行しているなと思っています。</p> <p>また、煙突の高さは枚方市が決めることではなくて、組合が決めることもわかりませんが、そういったことが影響しているのだということをご共有認識として持ってもらいたいと思っています。「高くしたからといって、良いものではない。」というお話を聞きましたし、そこらのところは検討課題としてやっていくべき必要があると思っています。</p>	<p>本事業が環境にどのような影響を及ぼすかにつきましては、事前に調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して地域住民等の意見も聴いたうえで適切な環境保全対策を検討し、事業実施後には事後調査を行うための環境影響評価を「枚方京田辺環境施設組合」(以下、「組合」)にて実施しております。</p> <p>煙突の高さにつきましては、環境影響評価の配慮書手続における意見でも高い方が良い、低い方が良い双方の意見が寄せられております。同書において比較検討された構造物の構造(100mと59m)では、全予測項目で環境基準を下回っているものの、より環境への寄与の程度の小さい100mが採用されております。</p> <p>さらに、施設の稼働による排出ガスの影響につきましては、年平均値のほか、逆転層の形成や局地風等の気象条件による短期的な高濃度の影響についても予測評価が行われており、関係法令による排出基準より厳しい自主基準を設定し、環境保全に関する基準との整合を図っていくことを組合に確認しております。</p>

**土砂災害警戒区域に関すること****【公述人A】**

●20年以内に災害が来ることが分かっているにも関わらず、土砂災害警戒区域に指定されている位置にごみ焼却場を建築することは危険性が高く、防災上問題があると感じています。

ごみ焼却場の区域の一部に指定されている土砂災害警戒区域につきましては、造成工事に関して特に制限等がかかるものではありませんが、擁壁の設置等の対策を行うなど、安全な施設となるように配慮し整備を行うことを組合に確認しております。